

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月16日
【事業年度】	第72期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）
【会社名】	持田製薬株式会社
【英訳名】	Mochida Pharmaceutical Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 持田 直幸
【本店の所在の場所】	東京都新宿区四谷一丁目7番地
【電話番号】	03(3358)7211(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 宮地 和浩
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区四谷一丁目7番地
【電話番号】	03(3358)7211(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理部長 宮地 和浩
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年6月29日に提出いたしました第72期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第2 事業の状況

##### 3 対処すべき課題

- ・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大規模買付行為に関する対応方針）（以下、「本対応方針」といいます）
- 4．大規模買付行為がなされた場合の対応方針  
（2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

（注5）新株予約権の無償割当てを行う場合の概要

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第2【事業の状況】

##### 3【対処すべき課題】

- ・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大規模買付行為に関する対応方針）（以下、「本対応方針」といいます）
- 4．大規模買付行為がなされた場合の対応方針  
（2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

（訂正前）

大規模買付者による支配権取得により、当社株主をはじめ、取引先・顧客・従業員・地域社会その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想され、又は当社の企業価値の維持及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合

（訂正後）

大規模買付者による支配権取得により、当社株主をはじめ、取引先・顧客・従業員・地域社会その他の利害関係者との関係その他の当社の企業価値の源泉を破壊すること等により、当社の企業価値の著しい毀損が予想され、又は当社の企業価値の維持及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合

(注5) 新株予約権の無償割当てを行う場合の概要

(訂正前)

1. 割当対象株主及び割当方法

当社取締役会にて定める割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

3. 割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における最終の発行済株式総数（当社の所有する当社普通株式を除く）を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の無償割当てを行うことがある。

7. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の行使が認められない者以外の者が所有する新株予約権を取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき、当社取締役会が別途定める株式数の当社普通株式を交付することができる。

(訂正後)

1. 割当対象株主及び割当方法

当社取締役会にて定める割当期日における最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

3. 割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における最終の当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（当社の所有する当社普通株式を除く）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の無償割当てを行うことがある。

7. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の行使が認められない者以外の者が所有する前営業日までに未行使の新株予約権を取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき、対象株式数の当社普通株式を交付することができる。